

森 林 土 木 工 事 共 通 仕 様 書

令和3年4月

鹿児島県環境林務部

目 次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則	1
--------------	---

第2章 土工

第1節 通則	18
--------------	----

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用	31
第2節 適用すべき諸基準	31
第3節 レディーミクストコンクリート	31
第4節 コンクリートミキサー船	33
第5節 現場練りコンクリート	33
第6節 運搬・打設	34
第7節 鉄筋工	38
第8節 型枠・支保	40
第9節 暑中コンクリート	40
第10節 寒中コンクリート	41
第11節 マスコンクリート	42
第12節 水中コンクリート	42
第13節 水中不分離性コンクリート	44
第14節 プレパックドコンクリート	45
第15節 袋詰コンクリート	47

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用	48
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	48

第2章 工事材料

第1節 土	50
第2節 石	50
第3節 骨材	50
第4節 木材	58
第5節 鋼材	59
第6節 セメント及び混和材料	62
第7節 セメントコンクリート製品	65

第8節 漆青材料	65
第9節 植生材料	68
第10節 目地材料	70
第11節 塗料	70
第12節 道路標識及び区画線	70
第13節 その他	71

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則	72
--------	----

第2章 一般施工

第1節 適用	77
第2節 適用すべき諸基準	77
第3節 共通的工種	78
第4節 基礎工	104
第5節 石・ブロック積(張)工	116
第6節 一般舗装工	118
第7節 地盤改良工	142
第8節 工場製品輸送工	146
第9節 構造物撤去工	146
第10節 仮設工	150
第11節 軽量盛土工	159
第12節 工場製作工(共通)	159
第13節 橋梁架設工	174
第14節 法面工(共通)	176
第15節 擁壁工(共通)	188
第16節 床版工	189

第4編 治山防潮工編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用	191
第2節 適用すべき諸基準	191
第3節 矢板護岸工	191

第2章 堤防・護岸

第1節 適用	192
第2節 適用すべき諸基準	192
第3節 地盤改良工	192

第4節 護岸基礎工	193
第5節 護岸工	195
第6節 擁壁工	197
第7節 天端被覆工	197
第8節 波返工	197
第9節 裹法被覆工	198
第10節 カルバート工	198
第11節 排水構造物工	199
第12節 付属物設置工	200
第13節 付帯道路工	201
第14節 付帯道路施設工	201

第3章 砂丘造成

第1節 適用	203
第2節 適用すべき諸基準	203
第3節 砂丘造成	203
第4節 森林造成	204
第5節 防風林の造成	205

第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節 適用	206
第2節 適用すべき諸基準	206
第3節 伐開, 除根等	206
第4節 剥削工及び残土処理	206
第5節 床掘及び埋戻し	207
第6節 盛土工	207
第7節 基礎工	208
第8節 石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工	209
第9節 鉄線籠工	210
第10節 矢板工	211
第11節 管渠工	211
第12節 枠工	211
第13節 鋼製柵工	212
第14節 金網張工	212

第2章 コンクリート工

第3章 溪間工

第1節 適用	214
第2節 適用すべき諸基準	214
第3節 法面工	214
第4節 仮締切工	215
第5節 コンクリート治山ダム工	215
第6節 鋼製治山ダム工	217
第7節 木製治山ダム工	218
第8節 根固工	219
第9節 治山ダム付属物設置工	219
第10節 付帯道路工	220
第11節 付帯道路施設工	221

第4章 流路工

第1節 適用	222
第2節 適用すべき諸基準	222
第3節 護岸工	222
第4節 床固工	223
第5節 根固・水制工	223
第6節 流路付属物設置工	224

第5章 山腹工

第1節 総則	225
第2節 適用すべき諸基準	225
第3節 のり切工	225
第4節 階段切付工	226
第5節 軽量盛土工	226
第6節 土留工	226
第7節 埋設工	228
第8節 落石防護工	228
第9節 暗渠工	229
第10節 山腹水路工	230
第11節 槇工	231
第12節 筋工	232
第13節 伏工	233
第14節 実播工	234
第15節 吹付工	235
第16節 法枠工	236
第17節 植栽工	237

第18節 山腹工付属物設置工	238
第19節 植栽木の活着判定	239

第6章 地すべり防止工

第1節 適用	243
第2節 適用すべき諸基準	243
第3節 暗渠工	243
第4節 集水井工	244
第5節 排水トンネル工	244
第6節 排土工及び押さえ盛土工	246
第7節 杭工	246
第8節 シャフト工（深礎工）	247
第9節 アンカーアー工	248
第10節 地すべり防止工付属物設置工	248

第7章 森林整備

第1節 一般事項	249
第2節 植栽	249
第3節 保育	250
第4節 歩道整備	252

第8章 保安林管理道整備

第1節 保安林管理道	253
------------	-----

第9章 植栽工

第1節 通則	254
第2節 樹木等	254
第3節 植栽工	255
第4節 移植工	256
第5節 張芝工	256
第6節 その他	256

第6編 林道

第1章 林道

第1節 適用	259
第2節 適用すべき諸基準	259
第3節 工場製作工	259
第4節 地盤改良工	260
第5節 法面工	260

第6節 軽量盛土工	261
第7節 擁壁工	261
第8節 石・ブロック工	263
第9節 カルバート工	263
第10節 排水施設工	264
第11節 落石雪害防止工	267

第2章 舗装

第1節 適用	269
第2節 適用すべき諸基準	269
第3節 地盤改良工	269
第4節 舗装工	270
第5節 排水構造物工	270
第6節 踏掛版工	271
第7節 防護施設工	272
第8節 区画線工	273

第3章 橋梁下部

第1節 適用	274
第2節 適用すべき諸基準	274
第3節 工場製作工	275
第4節 工場製品輸送工	276
第5節 軽量盛土工	276
第6節 橋台工	276
第7節 RC橋脚工	278
第8節 鋼製橋脚工	279
第9節 護岸基礎工	281
第10節 矢板護岸工	282
第11節 法覆護岸工	282
第12節 擁壁護岸工	284

第4章 鋼橋上部

第1節 適用	285
第2節 適用すべき諸基準	285
第3節 工場製作工	285
第4節 工場製品輸送工	286
第5節 鋼橋架設工	286
第6節 橋梁現場塗装工	287
第7節 床版工	288

第8節 橋梁付属物工	288
第9節 鋼橋足場等設置工	289

第5章 コンクリート橋上部

第1節 適用	290
第2節 適用すべき諸基準	290
第3節 工場製作工	291
第4節 工場製品輸送工	291
第5節 PC橋工	291
第6節 プレビーム桁橋工	293
第7節 PCホロースラブ橋工	294
第8節 RCホロースラブ橋工	295
第9節 PC版桁橋工	296
第10節 PC箱桁橋工	296
第11節 PC片持箱桁橋工	297
第12節 PC押し出し箱桁橋工	298
第13節 橋梁付属物工	299
第14節 コンクリート橋足場等設置工	299

第6章 木造橋上部

第1節 適用	300
第2節 適用すべき諸基準	300
第3節 木造橋上部	300

第7章 道路維持

第1節 適用	302
第2節 適用すべき諸基準	302
第3節 舗装工	302
第4節 排水構造物工	305
第5節 防護柵工	306
第6節 標識工	307
第7節 軽量盛土工	307
第8節 擁壁工	307
第9節 石・ブロック積工	308
第10節 カルバート工	308
第11節 法面工	309
第12節 橋梁床板工	309
第13節 橋梁付属物工	312

第14節 現場塗装工	312
第15節 トンネル	314
第16節 道路付属物復旧工	315
第17節 除草工	315
第18節 応急処理工	316

第8章 道路修繕

第1節 適用	317
第2節 適用すべき諸基準	317
第3節 工場製作工	317
第4節 工場製品輸送工	318
第5節 舗装工	318
第6節 排水構造物工	319
第7節 縁石工	320
第8節 防護柵工	320
第9節 標識工	320
第10節 区画線工	321
第11節 軽量盛土工	321
第12節 擁壁工	321
第13節 石・ブロック積工	322
第14節 カルバート工	322
第15節 法面工	323
第16節 落石雪害防止工	323
第17節 橋梁床板工	324
第18節 鋼桁工	324
第19節 橋梁支承工	325
第20節 橋梁付属物工	325
第21節 橋脚巻立工	326
第22節 現場塗装工	330
第23節 トンネル工	330

森林土木工事共通仕様書

平成 元年4月制定

平成 4年4月改定

平成 8年4月改定

平成18年4月改定

平成20年4月改定

平成23年4月改定

平成26年4月改定

平成28年10月改定

平成31年4月改定

令和 2年4月改定

令和 2年7月改訂

令和 3年4月改訂

環境林務部工事監査